

明野小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。本校は、いじめは決して許される行為ではないという基本姿勢にあるが、成長期や人間関係を含めた環境により、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得ると捉えている。つまり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題にきめ細かく対応していくためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があり。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、平成26年3月、明野小学校いじめ防止基本方針を策定する。

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

(2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下の特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

①いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

②いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。

③いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④いじめは、様々な態様がある。

⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑥いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦いじめは、解消後も注視が必要である。

⑧いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。

⑨いじめは、学校、家庭、社会、など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

通常；校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（中学校）

※事案により柔軟に編成し、必要に応じて適切な専門家を加える。

例；南部教育センターカウンセラー、学校評議員、北杜市指導主事、SSWなど

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

※定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

3. 未然防止の取組

いじめ未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなるべく。 「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える学校風土を作り出したい。

<児童に対して>

① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

② わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育

てる。

- ③ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ⑥ 発達障害を含む障害のある児童、海外からの帰国子女、外国人や国際結婚の保護者をもつなどの児童、性的指向、東日本大震災により被災した児童など、学校として特に配慮が必要な児童には日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図り、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

<教職員に対して>

- ① 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ② 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことにも努める。
- ③ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ⑤ 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑥ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己のの人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ⑨ 児童がいじめに向かわない態度・能力を育成する。いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取り組みを行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

<学校全体として>

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壤をつくる。
- ② いじめに関するアンケート調査、学校生活に関する意識調査、学級内の人間関係をQ-U調査の結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ③ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ④ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑤ 「いじめ問題」に関して児童会として取り組みを行う。
- ⑥ いつでも、どこでも・どんなことでも相談できる体制の充実を図る。

⑦学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるようにする。

<保護者・地域に対して>

- ① 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、地域道徳授業公開、学校評議員会、PTA総会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

<相談支援体制の充実>

- ① 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を派遣する制度を有効に活用していく。
- ② 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を寄せることができる体制を整える。

<インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策>

- ① インターネット上のいじめは匿名性が高く、一つの行為が広い範囲に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。
- ② 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上大きな罪となり得る等、重大な人権侵害を与えるものであることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。
- ③ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と対応、関係諸機関との連携を行う。

4. 早期発見の取組

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが必要である。早期発見が早期解決につながるという認識のもと、定期的な友達アンケート調査や意識調査などにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにしたい。日頃から児童との信頼関係を構築し、いじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みたい

(1) 早期発見のための手立て

- ① 友達アンケート調査（学期ごと年間3回実施）
- ② 児童の意識調査（1学期末、2学期末の2回実施）
- ③ Q-U調査（年間2回実施）
- ④ 悩み相談箱の設置（常時）
- ⑤ 個人ノート、生活ノート、日記（学年に応じて）
- ⑥ 個人面談（不定期）
- ⑦ 教育相談
- ⑧ 日々の観察

- ⑨ 保健室の様子
- ⑩ 本人からの相談
- ⑪ 周りの友達からの相談
- ⑫ 保護者からの相談
- ⑬ 地域の方からの相談

(2) 早期の解決を

- ① 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ② 事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会で情報を教職員間で共有し組織的な体制のもとに行う。
- ④ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ⑤ いじめることが、どれだけ相手を傷つけ苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ⑥ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑦ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導や家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5. いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。ただしこれらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

ア　いじめに係る行為が相当の継続期間止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の甚大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

イ　いじめられていた児童がいじめが止んでいると判断する時期に心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが解消している状態とは、あくまで1つの段階に過ぎず解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する必要がある。

(2)いじめの発見・通報を受けたときの対応

＜重大事態の発生と調査＞

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（H29/3月 文科省）に従って適切に対応する。

ガイドライン

【第2 重大事態を把握する端緒】

① 「生命心身財産重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② 「不登校重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

③ 「被害児童・生徒保護者からの申立て」

重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じるとき

【第3 重大事態の発生報告】

○学校は、重大事態が発生した場合（疑いがあると認めるとき）

速やかに学校の設置者（市教委）を通じて地方公共団体の長（市長）まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている。

速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を北杜市教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

(3)いじめられた児童及びその保護者への支援

(4)いじめた児童への指導及びその保護者への助言

(5)いじめが起きた集団への働きかけ

(6)ネット上のいじめへの対応

*児童や保護者から重大な事態が起こったとの申し立てがあった場合、調査をしないまま学校が安易に重大事態ではないと判断しない。

*事態が起こってから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、実情に応じて平時から設置しておくことができるが、小学校単位では難しいので市教委に設置される機関を調査のための組織とする。

6. その他の留意事項

(1)組織的な指導体制

校長を中心に全教職員が一致協力した体制を確立する。

(2) 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保する。

(4) 学校評価

学校自己評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、P D C Aサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。

(5) 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合いを進めることをお願いする。

(6) いじめられた児童が自殺した場合の対応について

その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（H26/7月文科省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。調査は専門的知識及び経験を有するもので、いじめ事案の関係者等ではないこととし、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

「明野小学校いじめ防止基本方針」

平成26年策定

平成30年12月改定

(別表) いじめ防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

平成 30 年度いじめ防止指導計画

明野小学校

	会議	防止対策	早期発見
4月	いじめ防止対策委員会 P T A 総会で啓発 情報交換会		
5月	情報交換会		Q-U 調査実施
6月	情報交換会		友達アンケート実施
7月	情報交換会		児童の意識調査実施 保護者アンケート実施
8月	情報交換会		
9月	いじめ防止対策委員会		
10月	情報交換会	事案発生時には緊急対応会議を開催する	Q-U 調査実施
11月	情報交換会		友達アンケート実施
12月	情報交換会		児童の意識調査実施 保護者アンケート実施
1月	情報交換会		
2月	情報交換会		友達アンケート実施
3月	いじめ防止対策委員会 情報交換会		

「学校いじめ防止基本方針」策定の法的根拠

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 法律第 71 号）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針等を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 本条の趣旨

本条は、学校に対し、「学校いじめ防止基本方針」の策定義務を課す規定である。「学校いじめ防止基本方針」とは、当該学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処。1 条）のための対策に関する基本的な方針を指す。学校は、国公私立の設置者の別を問わず、必ずこれを策定しなければならない。

本条を 11 条及び 12 条と比較すると、本条は、学校に「学校いじめ防止基本方針」の策定を義務づける規定となっている。他方、11 条においては、文部科学大臣に対して、「いじめ防止基本方針」の策定を義務づけており、12 条では、地方公共団体に対して、「地方いじめ防止基本方針」の策定を努力義務に止めている。この点に、大きな差異が存在している。

これは、いじめの防止等のための対策における学校の役割の重要性に鑑みたものと言える。児童等の活動と密接に関係した学校においてこそ、各学校の児童等の状況に応じたより具体的な方針を定める必要がある。これにより、いじめの防止等のための対策を効果的に進めることができると見えるよう。

各学校が、「学校いじめ防止基本方針」を策定するにあたっては、①「いじめ防止基本方針」又は「地方いじめ防止基本方針」を参酌すること、②学校の実情に応じた内容にすること、の 2 点が求められている。したがって、文部科学大臣により策定される「いじめ防止基本方針」や、地方公共団体が「地方いじめ防止基本方針」を策定している場合はその内容を参照した上で、「学校いじめ防止基本方針」の内容の検討が行われることになる。

なお、これら 3 つの基本方針を策定する意義は、「いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処に関する施策や措置が総合的かつ効果的な解決に向けた防止対策として期待できる」点にある（平成 25 年 6 月 30 日参議院文教科学委員会における青木愛衆議院議員の答弁）。

2 「学校いじめ防止基本方針」の策定主体

「学校いじめ防止基本方針」の策定義務を負うのは、「学校」である。法的義務を負う主体としての「学校」のとらえ方については、具体的に、「学校設置者」、「校長」、「校長を含む教職員」等、いくつかの観点からとらえることが可能と言える。つまり、一つの主体を想定して固定的にとらえることは不可能であり、ケース・バイ・ケースによって、「学校設置者」と考えられる場合もあれば、「校長」とされる場合もあり得るということなるであろう。

では、本条における「学校いじめ防止基本方針」の策定義務は、誰が負うことになるのであろうか。策定された「学校いじめ防止基本方針」は文書として作成されることとなろう。したがって、「学校いじめ防止基本方針」の策定義務は、その文章の作成者が負うことになる。この点、一般的には、各学校における文書の作成権限を定めた規則によることになるが、通常は、「校長」ということになるであろう。だとするならば、本条が規定する「学校いじめ防止基本方針」の策定義務は、最終的には「校長」が負うものと考えられよう。

引用文献

「いじめ防止対策推進法 全条文と解説」 坂田 仰 編 学事出版 p39~40